

崇仁保育所育成会 御中

京都市子ども若者はぐくみ局  
幼保総合支援室公営保育所課長

**「選定部会の審議に関する要請書」に関する本市及び選定部会の見解及び  
要請書及び「12月27日の保護者説明会への対応について」における事実誤認について**

日頃は、本市の保育行政に御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

標記の要請書に関する本市及び選定部会の見解につきまして、別紙のとおり、お伝えします（この内容については、12月26日に開催された第12回市営保育所移管先選定部会において、部会長及び本市から示したものとなります。）。

また、要請書及び文書につきまして、内容を拝見しましたが、事実と異なる点等が複数含まれておりますので、以下のとおり、本市の見解をお伝えします。

記

**1 選定部会の審議に関する要請書**

- (1) 前文6行目「このような提案には到底応じることができないことを直ちに村上課長に伝えております」

**【本市の見解】**

12月13日の段階では、平成29年12月26日の第12回市営保育所移管先選定部会と連続して開催した場合、保護者が両日に出席することは難しいとの意見はいただきましたが、平成30年1月16日の第13回市営保育所移管先選定部会の開催については、特に意見はない（分からない）と回答をいただいております。直ちに応じられないと伝えられた事実はありません。

- (2) 前文7行目「選定委員に対して保護者から提供した情報や申入れを隠蔽したり矮小化したりする姿勢が顕著に見られます」

**【本市の見解】**

保護者の方から選定委員に対しての申入れは、これまで平成29年5月16日及び6月1日にありましたが、その都度、事務局である本市から各選定委員に対し、情報提供しており、隠蔽や矮小化したといった事実はありません。

なお、保護者の方に対する回答につきましても、同様に各選定委員に対し、情報提供を行っております。

(3) 項目1の7行目「12月28日から」

【本市の見解】

崇仁保育所の休所日は、12月29日からです。

(4) 項目2の1行目「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」に定められていない」

【本市の見解】

崇仁保育所の民間移管については、「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改定版)」にある、「今後においても、市営保育所について、地域の保育ニーズ、供給量を勘案し、公・民の役割分担の観点から、将来的なあり方について、不断の検証を行っていきます。」との方針に基づき、行うものです。

(5) 項目2の4行目「今年度に入園した保護者でさえ、民間移管のことを知らされずに入所申込みをして入所しています。」

【本市の見解】

今年度の入所希望者に対しては、京都市立芸術大学移転整備基本計画(案)公表後、希望者全員に対し、崇仁保育所の移転及び民間移管について文書で周知しており、希望順位の変更についても受け付けております。

(6) 項目2の10行目「その後も、具体的にはいつ頃から崇仁保育所に関する審議を行うのか何ら説明がありませんでした。」

【本市の見解】

平成29年度第1回市営保育所移管先選定部会において、「修学院保育所及び淀保育所の募集要項策定後に選定手続きを進めていきます。」と明示したうえで、翌日の保護者説明会において、選定部会において手続きを進めていくと明示した旨及びスケジュールを説明しております。

(7) 項目2の13行目「保護者からは開催時間の変更を繰り返し求めていましたが京都市は応じてくれませんでした。」

【本市の見解】

これまで開催した第1回から第5回までの保護者説明会における開催時間の変更の要望は、第4回保護者説明会において、遅い時間帯の開催を望む声があったのみでした。

このため、第6回の保護者説明会については、午後6時からの開催とさせていただきました。

また、第7回の保護者説明会については、午後4時30分からと午後6時からの2回に分けて開催しており、保護者の御意見を伺いながら、参加しやすい時間帯での開催に努めております。

- (8) 項目2の18行目「京都市からは、すでに決まったこと、保護者の同意は要らないこと、京都市の財政負担を減らす必要があることが繰り返し頑なに説明されるだけで、なぜ崇仁保育所の子どもたちと保護者が不利益を受けなければならないのか、子どもへの悪影響にどう対処するのか、保護者が安心できるような説明は一切ありませんでした。」

【本市の見解】

これまで複数回保護者説明会を開催し、保護者の方の意見等を丁寧にお聞きしており、本市から一方的に決定事項を説明しているものではありません。

- (9) 項目2の23行目「これまでとは異なる保育所移転を伴う民間移管であることについても、京都市は何が問題なのかさえ、わかっていないようでした。」

【本市の見解】

これまでの民間移管とは異なることから、子どもへの影響が少なからずあることは本市としても認識しており、可能な限り影響を抑える取組について検討し、選定部会に提案しているところです。

- (10) 項目2の25行目「その場での回答が持ち越された質問についてもそのまま放置され回答が無いことが多く、回数を重ねても進展がありませんでした」

【本市の見解】

保護者説明会当日にお答えできなかった質問項目については、後日文書又は次回の保護者説明会で回答しております。

また、本市から回答した内容を基に、保護者説明会等においてさらに詳しい説明を求められてお答えする等、回数を重ねることにより、議論が進んでいるものと考えております。

さらに、平成29年10月23日に回答を求めておられる質問項目は何か、本市から崇仁保育所育成会及び崇仁保育所民営化を考える保護者の会に確認し、同月31日に当該質問項目について回答を受けた後、11月17日に全ての当該質問項目に対して、回答しております。

- (11) 項目2の31行目「保護者への説明を怠り、約半年に亘り計画を進めずに、計画を再開したと思えば保護者に無理な要求をする。」

【本市の見解】

保護者の方に対しては、崇仁保育所の移管先法人の選定手続きについて、修学院保育所及び淀保育所の募集要項策定後に進めていくと明示しており、その説明に沿って審議を進めているものです。

また、保護者説明会以外に保護者アンケートや個別面談を実施するなど、保護者の御意見を常にお伺いして進めているところです。

なお、計画の再開について、本市としては、可能な限り早い時期に保護者の皆様に説明させていただきたいと考えていたため、8月のお盆明け（23日）以降、保護者説明会の開催に先立ち、事前協議の連絡をとらせていただきましたが、連絡時に未回答となっている項目があるため、事前に回答するようにとの申入れをいただき、対応

する等した結果、開催時期が遅くなったものです。

- (12) 項目2の32行目「民間移管計画発表の経緯も、また発表以降の経緯も、他の市営保育所の民間移管と比べても、あまりにも保護者の存在を無視しています。」

【本市の見解】

民間移管の計画が発表された経緯が、これまでの他の市営保育所の民間移管と異なることは事実ですが、その後の保護者説明会の開催、保護者アンケートや個別面談の実施等については、他の市営保育所の民間移管よりも丁寧に実施しており、保護者の存在を無視した取組ではないと考えております。

- (13) 項目3の7行目「京都市が保護者の意見を選定部会に正確に伝えようとしない姿勢に大きな不信感を持っています。」

【本市の見解】

選定部会に対しては、本市が実施した保護者アンケートの結果に基づき、不安や反対といった意見があることについても説明しております。

- (14) 項目4の6行目「市営保育所をさらに減らせば、残った市営保育所に障害児が集められることとなります。」

【本市の見解】

民間保育園においても、障害児の受入は年々増加しており、残った市営保育所に障害児が集められるということではないと考えております。

事実、障害児の受入について、保育利用児童の9割以上が民間保育園を利用し、現に約8割の障害児を民間保育園が受け入れている本市にあって、市営保育所でしか障害児を受け入れられないということはありません。

本市としては、市営保育所が本来果たすべき役割をしっかりと認識したうえで、障害児保育に係る民間保育園との情報交換・連携の一層の推進や研修の実施など、引き続き民間保育園における障害児受入促進の取組を進めてまいります。

- (15) 項目4の10行目「下京区から崇仁保育所が無くなれば、保護者は遠方の市営保育所まで送迎をしなければならなくなり、下京区の障害児が地域の保育所に入園して、地域の子どもたちと一緒に育っていくことができなくなります。」

【本市の見解】

現在、崇仁保育所を利用している児童については、移転のうえ、移管先法人が運営する保育園を引き続き利用していただくことが可能であることから、崇仁保育所が無くなったことで直ちに遠方の市営保育所まで送迎をしなければならなくなる事態は生じないものと考えております。

また、移管先法人の運営する保育園においては、移管後の運営に係る基本事項において、障害児を積極的に受け入れるよう求めていくとともに、他の民間保育園においても障害児の受入を引き続き求めていくことから、下京区の障害児が地域の保育所に入園して、地域の子どもたちと一緒に育っていくことができなくなるという指摘は

当てはまらないものと考えております。

- (16) 項目5の13行目「しかしながら、上記スケジュールはそのような慎重な審理を行うために十分なものとはとても考えられません。」

【本市の見解】

本市としては、審理を行うに当たって十分な時間を確保していると考えております。

2 12月27日の保護者説明会への対応について

- (1) 9行目「選定部会や募集要項の作成についてのスケジュールの提示が求められましたが、京都市からは一切の説明がありませんでした。」

【本市の見解】

スケジュールについては、第11回市営保育所移管先選定部会の意見を踏まえて説明すると11月28日の第6回保護者説明会においてお伝えし、選定部会終了後、当日の議論をまとめた概要と資料を直ちに崇仁保育所の保護者の方全員に配布しており、その中でスケジュールについてもお示ししています。

- (2) 12行目「年末の27日に多数の保護者が集まることも、年末年始に保護者が集まって1月の意見交換会の準備をすることも事実上困難です。そのため、育成会から京都市に対して、12月27日の説明会と1月16日の意見交換会には応じられないことをすでに申し入れました。」

【本市の見解】

平成30年1月16日の意見交換会については、平成29年12月26日の第12回選定部会からの期間が短く、年末年始を挟むこともあり、意見交換に向けて意見を取りまとめることが困難である旨が要請書に記載されていましたが、同年12月27日の保護者説明会については、選定部会と日程が連続する点を除き、年末年始を理由に日程に関して申入れを受けた事実はありません。